

第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：3人・13件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
P 5.1 第4章 第7期新座市障がい福祉計画	<p>高次脳機能障がい者の支援について施策を記してください。 【理由】 国的基本指針には、以下のようなことが記されています。 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。 （略） 高次脳機能障害を有する障害者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。</p>	本市の福祉計画における障がい者には高次脳機能障がいのある者も含まれており、引き続き高次脳機能障がい者への支援体制の整備に取り組んでいきますので、素案のとおりとします。	—
P 5.1 第4章 第3期新座市障がい児福祉計画	<p>子どもの高次脳機能障がいへの支援策を記してください。 【理由】 国的基本指針には、以下のようなことが記されています。 (二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。 （略） 高次脳機能障害を有する障害児については、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握することが重要である。</p>	本市の福祉計画における障がい児には高次脳機能障がいのある児童も含まれており、引き続き高次脳機能障がいのある児童への支援体制の整備に取り組んでいきますので、素案のとおりとします。	—
P 5.8 (4) 福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行では、就労移行支援施設、就労継続支援A型・B型しか目標値が設定されていません。訓練して移行するという考え方方に無理があります。重度障がい者も含めて、社会参加としての職場参加を基本に位置付けるべきです。生活介護事業所や地域活動支援事業所等も目標値を設定するべきです。	福祉計画は、国的基本指針及びこれを受けて定める埼玉県の基本指針に基づき、提供体制の確保に係る目標設定を定める性質であるため、これらにのつとり、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の目標値等を設定しています。 このため、御意見に関する目標値等を設定することはしません。	—
P 6.6 (9) 相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを2か所設置し、指定特定相談支援事業所に対する指導・助言、人材育成に係る研修会等の開催、新座市地域自立支援協議会相談支援部会との連携が想定されています。上位計画である地域福祉（活動）計画では、地域福祉圏域内における相談支援窓口の連携・強化や重層的支援体制整備事業につながる地域ネットワークがうたわれていますが、このあたりの展望が見通せません。このままでは地域福祉から障がい者だけがはずれてしまいますが。	御意見として承ります。	—
P 7.3 (2) 自立訓練（機能訓練）	高次脳機能障がいの特性に配慮した自立訓練（機能訓練）を実施することも計画に記してください。 【理由】 特別区長会が「身体障害のない高次脳機能障害者に対しての自立訓練（機能訓練）実施のための対象者要件の緩和」といった提案をして、高次脳機能障がいも自立訓練（機能訓練）の対象になりました。	自立訓練（機能訓練）は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な全ての障がい者を対象としており、高次脳機能障がい者が自立訓練（機能訓練）を利用するに当たっては、その特性に配慮したサービスが提供されるべきと考えています。したがいまして、特定の障がいに特化した自立訓練（機能訓練）の実施について記載することは考えていませんが、【サービスの概要】に記載している「身体障がい者」については、「障がい者」に改めます。	○
P 9.6 (4) 地域生活支援拠点等	強度行動障がいだけでなく、高次脳機能障がいについても、計画に記してください。 【理由】 地域生活支援拠点等の整備について国の障害者部会で話し合わせた際に、社会的行動障がいのある高次脳機能障がいの方への支援についても議論に。 それを受け、「地域生活支援拠点等について（パンフレット）」では、初版でも、第2版でも、「強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要です。」といったことが記されています。	地域生活支援拠点等の支援対象となる障がい者等には高次脳機能障がい者も含まれていますので、素案のとおりとします。 なお、強度行動障がいについては、第4章第2節(3)「地域生活支援の充実」に該当する国的基本指針等で、新たに強度行動障がいを有する障がい者の支援体制が加えられたことを受け、この項目の【第7期計画の見込量と確保の方策】において、記載しています。	—
P 11.3 (7) 障がい児の子ども・子育て支援等	障がい児の子ども・子育て支援等の項目が入っていることは評価しますが、地域子育て支援センターや児童センター、学校での受け入れ体制整備についての記述も入れるべきです。学齢期の児童・生徒についても教育委員会だけに任せのではなく、切れ目がない福祉施策が必要です。	福祉計画は、国的基本指針及びこれを受けて定める埼玉県の基本指針に基づき、提供体制の確保に係る目標設定を定める性質であるため、これらにのつとり、幼稚園、保育園及び放課後児童保育室の目標値等を設定しています。 このため、御意見に関する目標値等を設定することはしません。	—
P 13.2 (1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者のコミュニケーションに関する市民等の理解向上のために、障がい者を講師とした定期的な講演会や福祉サービス、情報保障制度、スマホの使い方などに関する障がい者向け出前講座、公民館等の公共施設責任者に対する情報保障に関する制度の説明会などの啓発活動が欠かせません。福祉計画には、このような具体的な施策を記載していただきたい。	第4章第3節2-(1)「理解促進研修・啓発事業」において啓発事業について記載していますので、素案のとおりとします。 なお、御意見の具体的な策については、今後の参考とします。	△

第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和5年12月6日（水）～令和6年1月5日（金）

◆ 提出者数・意見数：3人・13件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

ー：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
9	P138 (6) 意思疎通支援事業	要約筆記者派遣事業を知らない難聴・中途失聴者が多く、要約筆記者の派遣を依頼する難聴・中途失聴者が少ない状況が続いています。難聴・中途失聴者に要約筆記者派遣事業を周知するためには、市報、ホームページ、ポスター、パンフレットなどにより、積極的な広報が必要となります。「見込量と確保の方策」には、このような具体的な方策について記載をしていただきたい。	要約筆記者派遣事業は、この項目において、制度の周知を図る旨を記載していますので、素案のとおりとします。 なお、御意見の具体的な施策については、今後の参考とします。	△
10	P138 (6) 意思疎通支援事業	講演会やイベントなどを開催する際、主催者が要約筆記者派遣事業を理解していないために、要約筆記者による情報保障が行われないおそれがあります。講演会やイベントなどが開催される市民会館、公民館などの公共施設の責任者等に要約筆記者派遣事業の理解を深めたための研修・啓発が必要となります。「見込量と確保の方策」にこのような具体的な研修・啓発について記載をしていただきたい。	障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発は、第4章第3節2-(1)「理解促進研修・啓発事業」において記載しています。 なお、御意見の具体的な施策については、今後の参考とします。	△
11	P138 (6) 意思疎通支援事業	近い将来、失語症向け意思疎通支援者派遣事業を実施することを前提に、その準備のための事業、例えば、失語症サロンの開催や、新座市の失語症支援（例えば、永弘クリニックの失語症ディケア、福祉の里で月1回開催されている「言語療法」の場など）の現状把握を行っていくことを計画に記してください。 【理由】 いくつかの自治体では、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業が実施され始めています。	失語症向け意思疎通支援者派遣事業については、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業として都道府県地域生活支援事業に位置付けられています。 現時点で本市が実施することは考えていませんので、素案のとおりとします。	ー
12	P140、P141 (8) 手話奉仕員養成事業	第7期新座市障がい福祉計画には、手話奉仕員養成事業として手話に関する講座の計画が記載され、「見込量と確保の方策」などが記載されていますが、要約筆記者に関する講座については記載がありません。要約筆記者に関する講座を要約筆記者奉仕員養成事業として位置付け、「見込量と確保の方策」欄に具体的な講座の内容について記載していただきたい。	要約筆記者奉仕員を養成する事業は地域生活支援事業の必須事業にないため、素案のとおりとします。	ー
13	P145 (11) その他の事業	高次脳機能障がいの人の家族など、障がいのある人の家族も「高齢者見守リスティッカー配布事業」、「位置探索機（G P S機能）貸出し」事業と同等のサービスを受けられるよう、施策を計画に記してください。 【理由】 記憶障がいや地誌的障がいのため、徘徊してしまう高次脳機能障がい児者がいます。 鳥取県では、この10月、若年性認知症の方が行方不明になったことを契機に、65歳以上の認知症患者だけを対象にしていた行方不明対応のガイドラインを見直し、若年性認知症や他の障がい、そして18歳未満の方も対象にし、体制の大幅な見直しを行っています。 例えば、意見募集が11月30日に終了した朝霞市の第7期朝霞市障害福祉計画、第3期朝霞市障害児福祉計画（素案）では、「その他（市の独自事業）」の中に、以下の事業が位置付いていました。 (1)障害者等見守りシール交付事業 【内容】 在宅の障害者等が行方不明となった場合に、早期発見及び安全確保を図るために、登録番号を付したシールを交付します。 【対象者】 障害者手帳所持者、高次脳機能障害または統合失調症と診断された人等	地域生活支援事業に位置付けられていない個別の新規事業は、福祉計画に掲載しませんので、素案のとおりとします。 なお、御意見の具体的な施策については、今後の参考とします。	△